

伊 勢 市 公 報

第 212 号
平成 26 年 9 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部改正について	2
告 示	
○ 放置自転車等の保管について	11
○ 放置自転車等の保管について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	17
公 告	
○ 伊勢市農業振興整備計画の変更について	18
○ 犬の抑留について	19
○ パブリックコメントの実施結果について	20
○ パブリックコメントの実施結果について	21
○ 都市公園の供用開始について	22
○ 公示送達	23

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 8 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 23 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

「

<table border="1" data-bbox="639 846 852 947"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>領</td> <td>取</td> </tr> <tr> <td>何々支所長</td> <td></td> </tr> </table>	伊勢市出納員	収	領	取	何々支所長		かい書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長（宮本支所長及び四郷支所長を除く。）	7
伊勢市出納員	収										
領	取										
何々支所長											
<table border="1" data-bbox="639 1626 852 1727"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>領</td> <td>取</td> </tr> <tr> <td>宮本支所長</td> <td></td> </tr> </table>	伊勢市出納員	収	領	取	宮本支所長		かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	宮本支所長	1
伊勢市出納員	収										
領	取										
宮本支所長											

別表出納員印の項中

を

			入金の 収納						
	か い 書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事 務に係 る諸収 入金の 収納	四郷 支所 長	1				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>領</td> <td>四郷支所長</td> </tr> </table>						伊勢市出納員	収	領	四郷支所長
伊勢市出納員	収								
領	四郷支所長								

	か い 書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事 務に係 る諸収	各支 所長 (宮 本支 所 長、 浜郷 支所 長及 び四 郷支 所長 を除	6				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>領</td> <td>何々支所長</td> </tr> </table>						伊勢市出納員	収	領	何々支所長
伊勢市出納員	収								
領	何々支所長								

			入金の 収納	く。)	
伊勢市出納員 領 収 宮本支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事 務に係 る諸収 入金の 収納	宮本 支所 長	1
伊勢市出納員 領 収 浜郷支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事	浜郷 支所 長	1

に改める。

			務に係る諸収入金の収納								
	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の管事務に係る諸収入金の収納	四郷支所長	1						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>領</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td colspan="3">四郷支所長</td> </tr> </table>						伊勢市出納員	領	収	四郷支所長		
伊勢市出納員	領	収									
四郷支所長											

第2条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

	かい書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住	戸籍住民課長	3						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>領</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td colspan="3">戸籍住民課長</td> </tr> </table>						伊勢市出納員	領	収	戸籍住民課長		
伊勢市出納員	領	収									
戸籍住民課長											

			民課の 所管事 務に係 る諸収 入金の 収納		
	か い 書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事 務に係 る諸収 入金の 収納	各支 所長 (宮 本支 所 長、 浜郷 支所 長及 び四 郷支 所長 を除 く。)	6
	か い 書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・ 住民基 本台 帳・印 鑑登録 証明・ 諸証明 手数料 その他 支所の 所管事 務に係	宮本 支所 長	1

伊勢市出納員	領	収
何々支所長		

別表出納員印の項中

伊勢市出納員	領	収
宮本支所長		

を

			る諸収入金の収納					
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領収</td></tr> <tr><td>浜郷支所長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領収	浜郷支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料 その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	浜郷支所長	1
伊勢市出納員								
領収								
浜郷支所長								
<table border="1"> <tr><td>伊勢市出納員</td></tr> <tr><td>領収</td></tr> <tr><td>四郷支所長</td></tr> </table>	伊勢市出納員	領収	四郷支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料 その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	四郷支所長	1
伊勢市出納員								
領収								
四郷支所長								

「

<table border="1"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>領</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>戸籍住民課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	伊勢市出納員	領	収	戸籍住民課長			かい書	長 方 縦 16 横 31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住民課の事務に係る諸収入金の収納	戸籍住民課長	1
伊勢市出納員	領	収									
戸籍住民課長											
<table border="1"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>領</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>戸籍住民課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	伊勢市出納員	領	収	戸籍住民課長			かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他戸籍住民課の事務に係る諸収入金の収納	戸籍住民課長	1
伊勢市出納員	領	収									
戸籍住民課長											

に改める。

<table border="1"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>領</td> <td>何々支所長</td> </tr> </table>	伊勢市出納員	収	領	何々支所長	かい書	長 方 縦 14 横 36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の事務に係る諸収入金の収納	各支所長	9
	伊勢市出納員	収							
領	何々支所長								

」

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年9月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市公印規則の規定は、平成26年8月19日から適用する。

伊勢市告示第 91 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、及び保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 8 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	平成26年7月22日 午前9時	市営自転車等駐車場(伊勢市岩渕2丁目地内)	10台
〃	平成26年7月22日 午前10時30分	市営自転車等駐車場(伊勢市岩渕1丁目地内)	1台
〃	〃	市営自転車等駐車場(伊勢市岩渕2丁目地内)	4台
〃	平成26年7月22日 午後1時30分	市営自転車等駐車場(伊勢市吹上1丁目地内)	11台
〃	平成26年7月22日 午後3時	〃	11台
〃	平成26年7月23日 午前9時	〃	11台
〃	平成26年7月23日 午前10時30分	〃	11台
〃	平成26年7月23日 午後1時30分	〃	11台

〃	平成26年7月23日 午後3時	〃	11台
計			81台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町茶屋412番地5又は伊勢市二見町三津1201番地71)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等を売却又は廃棄等の処分をします。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 92 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、及び保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 8 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	平成26年7月24日 午前9時	市営自転車等駐車場(伊勢市吹上1丁目地内)	5台
〃	平成26年7月31日 午後3時	市道勢田20号線(伊勢市勢田町地内)	1台
〃	平成26年8月4日 午前9時	市営自転車等駐車場(伊勢市吹上1丁目地内)	11台
〃	平成26年8月4日 午前10時30分	〃	11台
〃	平成26年8月4日 午後1時30分	〃	11台
〃	平成26年8月4日 午後3時	〃	11台
〃	平成26年8月5日 午前9時	〃	10台
〃	平成26年8月5日 午前10時30分	〃	4台

〃	〃	市営自転車等駐車場(伊勢市小俣町明野地内)	7台
〃	平成26年8月5日 午後1時30分	〃	11台
〃	平成26年8月5日 午後3時	〃	5台
〃	平成26年8月6日 午前9時	〃	6台
計			93台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町茶屋412番地5、伊勢市二見町三津1201番地71又は伊勢市二見町西1629番地)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等を売却又は廃棄等の処分をします。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 規約に定める目的

変更前

本会は以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報・回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) 防犯・防火及び非常災害の救援
- (5) 保健・衛生などの福祉の増進

変更後

自治会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、基本綱領及び事業方針の実現を図り、明るく住みよい五十鈴ヶ丘団地の構築を目的とする。

2 事務所

変更前

伊勢市中村町字桶子 325 番地 283 に置く。

変更後

自治会は、事務所を三重県伊勢市中村町 325 番地 283 五十鈴ヶ丘公民館におく。

3 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合又は総会において総会員の 4 分の 3 以上の承認を得た場合

変更後

自治会は地方自治法第 260 条の 20 及び第 260 条の 21 の規定により解散する。

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 8 月 19 日

伊勢市教育委員会
委員長 八木雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 8 月 25 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 19 号 教育財産の取得について

伊勢市公告第 60 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 26 年 8 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 61 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 8 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 8 月 22 日

3 抑留期限 平成 26 年 8 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 62 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 6 月 13 日
- 3 提出された意見の概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし

伊勢市公告第 63 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）（案）

2 案の公告日

平成 26 年 6 月 17 日

3 提出された意見の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総務課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 64 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 26 年 8 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
通町団地公園	伊勢市通町字平松 394 番 13	108.31

供用開始の期日 平成 26 年 8 月 28 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

公 示 送 達

次の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 26 年 8 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略